

長野短期大学

学 則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 本学は、教育基本法・学校教育法に則り、広い教養と専門的学芸を教授研究し、豊かな人間性と専門的技術を修得させ、個性の伸長をはかり、国家社会の有為な人材を育成することを目的とする。
- 2 食物栄養学科は、豊かな人間性と専門性をもつ栄養士の育成を主たる目的とする。
- 3 幼児教育学科は、豊かな人間性と専門性をもつ保育士並びに幼稚園教諭の育成を主たる目的とする。

(名称)

第2条 本学は、長野短期大学と称する。

(所在)

第3条 本学は、長野県長野市三輪9丁目11番29号に設置する。

(学科、定員)

第4条 本学に次の学科を置き、定員を次の如く定める。

学科	入学定員	収容定員
食物栄養学科	50人	100人
幼児教育学科	35人	85人
合計	85人	185人

(修業年限、在学期)

第5条 本学の修業年限は2ヶ年とする。ただし、在学期間は、4ヶ年を超えることはできない。

第2章 学年、学期、休業日

(学年、授業日数)

- 第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 1年間の授業日数は35週にわたり210日を原則とする。

(学期)

第7条 学年を、食物栄養学科は2学期、幼児教育学科は4学期に分け、毎学期の授業数および開始日、終了日は、別に定める。

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 創立記念日1月28日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業

(6) 冬季休業

- 2 前項第4号、5号および6号の期間については、年度の初めに学長が定める。
- 3 必要がある場合、学長は、第1項の休業日を臨時に変更することができる。
- 4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第3章 教育課程および履修方法

(授業科目、履修単位数)

第9条 本学の教育課程は、食物栄養学科は教養に関する教育科目と専門に関する教育科目、幼児教育学科は基本教育科目・専門教育科目とし、授業科目と履修単位数は、食物栄養学科は別表Ⅰ、幼児教育学科は別表Ⅱのとおりとする。

(在学年数、単位修得数、資格取得、授業方法、単位の計算基準、受講登録)

第10条 学生は2年以上在学し、食物栄養学科は教養に関する教育科目と専門に関する教育科目の必修科目・選択科目をあわせて62単位以上、幼児教育学科は基本教育科目・専門教育科目の必修科目・選択科目をあわせて64単位以上修得しなければならない。

ただし教養に関する教育科目、基本教育科目は学科ごとに定める数以上を修得しなければならない。

- 2 各授業科目の単位数は、単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により計算するものとする。(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 3 卒業の要件として学生が修得すべき単位数について登録できる単位数の上限は別に定める。
- 4 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行うことがある。
- 5 栄養士の資格を得ようとする者は、前条に定められた別表Ⅰの教養・専門に関する教育科目の中から、栄養士法および栄養士法施行規則に規定された栄養士免許取得のために必要な科目および単位数を修得しなければならない。
- 6 保育士の資格を得ようとするものは、前条に定められた別表Ⅱの基本教育科目・専門教育科目の中から、児童福祉法施行規則に規定された保育士免許取得のために必要な科目および単位数を修得しなければならない。
- 7 幼稚園教諭二種の資格を得ようとするものは、前条に定められた別表Ⅱの基本教育科目・専門教育科目の中から、教育職員免許法施行規則に規定された幼稚園教諭二種免許取得のために必要な科目および単位数を修得しなければならない。
- 8 学生は学年のはじめにあたって、その年度に履修しようとする科目および単位数を教務学生課を経て学長に届けなければならない。

(単位修得の認定、成績の評価)

第11条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 前項の試験の成績の評価は、秀・優・良・可・不可をもって表わし、可以上を合格とする。
- 3 病気その他止むを得ない事故のために試験を受けることのできなかった者には、追試験を行うことができる。

4 前2項の試験を受けるには、その学年のはじめに届け出た科目について授業時間の3分の2以上を出席していなければならない。

(卒業の認定、学位の授与)

第12条 本学を卒業するには、学生は2年以上在学し、第9条および第11条第1項の定めるところにより、科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目および単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

3 前項の規定により、卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

第4章 入学、退学、転学、休学、除籍

(入学者)

第13条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、本学が行う入学者選抜試験に合格し、かつ学長が許可した者でなければならない。

(1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者。

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者。

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、または、これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。

(5) 文部科学大臣の指定した者。

(6) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者。

(入学の時期)

第14条 入学時期は学年のはじめとする。

(入学出願の手続き)

第15条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料30,000円を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類については別に定める。

(入学志願者の選考)

2 前項の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学の手続き)

第16条 入学を許可された者は、学長の指定する期日までに誓約書、卒業証明書、住民票、および所定の入学料を添えて、学長に提出しなければならない。

(退学、転学)

第17条 退学または転学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(休学、復学)

第18条 病気その他止むを得ない事情によって2ヶ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年ま

で延長することができる。

4 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第 19 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第 5 条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第 18 条に定める休学の期間を超えて、なお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促しても、なお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

(転入学)

第 20 条 本学に転学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目および単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第 5 章 職員組織、教授会

(教職員組織)

第 21 条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。

2 前項の職員のほかに必要に応じて副学長を置くことができる。

(教授会)

第 22 条 本学には、学校教育法第 93 条第 1 項の規定に基づき教授会を置く。

(教授会組織)

第 23 条 教授会は学長、副学長、教授および准教授をもって組織する。

2 学長が必要と認めたときは、教授会にその他の職員を加えることができる。

(教授会審議事項)

第 24 条 教授会は次の事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学および聴講生に関する事
- (2) 学生の課程修了および卒業認定に関する事
- (3) 学位の授与に関する事
- (4) 教育課程の編成およびその履修に関する事
- (5) 学生の厚生補導に関する事
- (6) 学生の懲戒に関する事
- (7) 学則その他重要な規程の制定および改廃に関する事
- (8) 教員の選考および昇任に関する事

2 前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 第 1 項第 8 号の審議を行う場合の教授会の構成は、第 23 条の規定にかかわらず、学長、副学長および教授とする。

第 25 条 教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 授業料およびその他の納付金

(入学検定料)

第26条 入学検定料は入学願書に添えて納めるものとする。

(入学金、施設設備費)

第27条 入学金および1年次の施設設備費は、入学手続きの際納めるものとする。

(授業料、その他の納付金)

第28条 授業料およびその他の納付金の納入方法は前期(4月)、後期(10月)の年2回に分納する。

ただし、在籍中は出席の有無にかかわらず納めるものとする。

第29条 授業料およびその他の納付金の額は別表Ⅲに定めるとおりとする。

(退学、休学等の場合の授業料およびその他の納付金)

第30条 学期の途中で退学し、または除籍された者の当該期分の授業料およびその他の納付金は徴収し、返還しない。

2 休学・停学期間中の授業料およびその他の納付金は別に定める(別表Ⅳ)。

第7章 賞罰

(表彰)

第31条 学長は性行、学業ともに優秀で他の模範となる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第32条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

懲戒の種類は訓戒、停学および退学とする。

2 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 公開講座および留学生・科目等履修生

(公開講座)

第33条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

(留学生、科目等履修生)

第34条 外国籍を有する者が本学に入学を志願するときは、選考の上留学生として入学を許可することができる。

また、特定の授業科目を履修することを希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて、選考の上科目等履修生として入学を許可することができる。

第9章 雑則

(厚生、防火管理等)

第35条 厚生管理および防火管理に関しては学長の定めるところによるものとする。

第36条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し、必要な事項は学長が定めるものとする。

附則

この学則は令和8年4月1日より改定施行する。

食物栄養学科教育課程表 (2026 年度生)

科目	授業科目	単位数		履修法	週当授業時間			
		必修	選択		1年		2年	
					前期	後期	前期	後期
教養に関する教育科目	生活と音楽	1		演習	2			
	生活文化論	1		演習	2			
	暮らしと法律		2	講義	2			
	人間生活論		2	講義			2	
	基礎英語	●2		講義	2			
	スポーツと健康 I	●1		実技	2			
	スポーツと健康 II		●1	実技		2		
	情報処理演習 I	1		演習	2			
	情報処理演習 II	1		演習		2		
	環境と健康 (統計学を含む)		2	講義				2
	計	7	7		12	4	2	2
	公衆衛生学		●2	講義			2	
	社会福祉概論	●2		講義		2		
	解剖生理学 I		●2	講義	2			
	解剖生理学 II		●2	講義		2		
	解剖生理学実習		●1	実習		3		
	運動生理学 (スポーツ栄養学を含む)		●2	講義			2	
	生化学		●2	講義				2
	生化学実験		●1	実験				3
	食品学総論	●2		講義	2			
食品学実験	●1		実験	3				
食品学各論 I (食品加工学を含む)		●2	講義	2				
食品衛生学		●2	講義			2		
食品衛生学実験		●1	実験			3		
栄養学総論	●2		講義	2				
栄養学実験・実習		●1	実習		3			
専門に関する教育科目	臨床栄養学総論		●2	講義		2		
	栄養学各論		●2	講義			2	
	栄養学各論実習		●1	実習			3	
	臨床栄養学各論		●2	講義			2	
	臨床栄養学実習		●1	実習				3
	栄養指導論実習 I		●1	実習	3			
	栄養指導論 I		●2	講義		2		
	栄養指導論 II		●2	講義			2	
	栄養指導論実習 II		●1	実習				3
	公衆栄養学		●2	講義				2
	調理学実習 I	●1		実習	3			
	調理学実習 II		●1	実習		3		
	調理学	●2		講義		2		
	給食管理		●2	講義		2		
	給食管理実習 I		●1	実習			3	
	給食管理実習 II		●1	実習				○
	給食管理実習 III		●1	実習				3
	食品学各論 II		2	講義				2
	食品の消費と流通		2	講義				2
	フードスペシャリスト論		2	講義				2
フードコーディネーター論		2	講義				2	
健康管理概論		2	講義				2	
栄養英語		2	講義		2			
食生活論	2		講義		2			
総合演習		●2	演習			2	2	
計	12	54		17	25	23	28	
合計	18	62	—	29	29	25	30	

幼児教育学科教育課程

2026 年度生用

科目区分	授業科目	配当年次	単位数			授業形態			幼(2種)・保の免許、資格を取得する場合		備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	幼2種	保育士	
基本教育科目	情報処理演習Ⅰ	1①②	1				○		○	○	
	情報処理演習Ⅱ	1③④	1				○		○	○	
	日本語表現Ⅰ(文章)	1①	1				○			○	
	日本語表現Ⅱ(口頭)	1②	1				○			○	
	英語表現Ⅰ(基礎)	1①	1				○		○	○	
	英語表現Ⅱ(応用)	1②	1				○		○	○	
	保育・教職キャリア	1④	1			○					
	育児と介護	2②④		1		○					
	地域と文化	2②④		1		○					
	経済と政策	2②④		1		○					
	自然と環境	2②④		1		○					
	健康と運動Ⅰ	1②		1			○			○	
	健康と運動Ⅱ	2④		1			○			○	
	日本国憲法	2①		2		○			○		
小計(14科目)	—	—	7	8		—		—	—		
専門教育科目	教育原理	1①	2			○			○	○	
	保育原理	1①	2			○				○	
	保育者論	1①	2			○			○	○	
	保育内容総論	1②	1				○		○	○	
	小計(4科目)	—	—	7	0		—		—	—	
	幼児と健康	1②		1			○		○		
	幼児と人間関係	1②		1			○		○		
	幼児と環境	1②		1			○		○		
	幼児と言葉	1②		1			○		○		
	幼児と表現(音楽表現)	1③		1			○		○		
	幼児と表現(造形表現)	1③		1			○		○		
	教育心理学	1①		2		○			○		
	保育の心理学	1③	2			○				○	
	特別支援教育・保育論Ⅰ	1④	1				○		○	○	
	保育・教育課程論	1③④	2			○			○	○	
	幼児理解	1③		1		○			○	○	
	社会的養護Ⅰ	2①		2		○				○	
乳児保育Ⅰ	1④		2		○				○		
小計(13科目)	—	—	5	13		—		—	—		
専門展開科目	保育内容指導法(健康)	1③		1			○		○		
	保育内容指導法(人間関係)	1③		1			○		○		
	保育内容指導法(環境)	1③		1			○		○		
	保育内容指導法(言葉)	1③		1			○		○		
	保育内容指導法(音楽表現)	1④		1			○		○		
	保育内容指導法(造形表現)	1④		1			○		○		
	教育制度論	2①		1		○			○		
	特別支援教育・保育論Ⅱ	2②	1				○			○	
	教育方法論	2②		1		○			○		
	教育相談	1④		2		○			○		
子ども家庭福祉	1③	2			○				○		

専門教育科目	専門展開科目	社会福祉	1④	2	○			○
		子ども家庭支援論	2①	2	○			○
		社会的養護Ⅱ	2②	1		○		○
		子ども家庭支援の心理学	1④	2	○			○
		子どもの理解と援助	2②	1		○		○
		子どもの保健	2①	2	○			○
		子どもの食と栄養	2①	2		○		○
		乳児保育Ⅱ	2②	1		○		○
		子どもの健康と安全	2③	1		○		○
		子育て支援	2③	1		○		○
		幼児と運動	2③	1		○		
		幼児と音楽	2③	1		○		
		幼児と造形	2④	1		○		
		幼児と安全	2④	1		○		
		小計(25科目)	-	0	0	-		-
専門関連科目	比較教育・保育論Ⅰ	2③	1		○			
	比較教育・保育論Ⅱ	2③	1		○			
	人間関係構築力基礎	2④	1		○			
	小計(3科目)	-	0	3	-		-	
専門教育科目	専門実習科目	教育実習指導	2①～2②	1		○	○	
		教育実習	2②	4			○	○
		保育実習Ⅰ	1④～2②	4			○	○
		保育実習Ⅱ	2④	2			○	
		保育実習Ⅲ	2④	2			○	
		保育実習指導Ⅰ	1④～2①	2		○		○
		保育実習指導Ⅱ	2③	1		○		
		保育実習指導Ⅲ	2③	1		○		
		保育・教職実践演習(幼)	2④	2		○	○	○
		小計(9科目)	-	2	17	-		-
学位又は称号	短期大学士(教育学)		学位又は学科の分野		教育学・保育学関係			
卒業要件及び履修方法					授業期間等			
本学に2年以上在籍し、基本教育科目12単位以上(必修科目8単位及び選択科目4単位以上)、専門教育科目52単位以上(必修科目17単位及び選択科目35単位以上)を修得し、合計64単位以上修得すること。(履修科目の登録の上限:42単位(年間))					1学年の学期区分		4期	
					1学期の授業期間		7.5週	
					1時限の授業時間		90分	

別表Ⅲ

	金額 (円)	備考
入学金	200,000	入学手続時
授業料	560,000	年間
実験実習費	100,000	年間
施設設備費	280,000	年間 (1年次)
施設設備費	280,000	年間 (2年次)

休学・停学期間中の納付金

別表Ⅳ

	金額	備考
在籍料	30,000 円	
授業料	徴収しない	
施設設備費	徴収しない	
実験実習費	徴収しない	